

高鍋町告示第6号

令和4年第1回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年1月25日

高鍋町長 黒木 敏之

1 期 日 令和4年1月31日（月）

2 場 所 高鍋町役場議場

○開会日に応招した議員

田中 義基君	永友 良和君
八代 輝幸君	松岡 信博君
青木 善明君	黒木 博行君
黒木 正建君	古川 誠君
中村 末子君	春成 勇君
日高 正則君	杉尾 浩一君
後藤 正弘君	緒方 直樹君

○応招しなかった議員

令和4年 第1回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

令和4年1月31日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和4年1月31日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第13号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第12号)]
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第13号)]
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第14号)]
- 日程第6 議案第4号 わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事(建築主体工事)請負契約について
- 日程第7 議案第5号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第15号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第13号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第12号)]
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第13号)]
- 日程第5 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号) [令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第14号)]
- 日程第6 議案第4号 わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事(建築主体工事)請負契約について
- 日程第7 議案第5号 令和3年度高鍋町一般会計補正予算(第15号)
-

出席議員(14名)

1番 田中 義基君	2番 永友 良和君
3番 八代 輝幸君	5番 松岡 信博君
6番 青木 善明君	7番 黒木 博行君
8番 黒木 正建君	10番 古川 誠君

11番 中村 末子君 12番 春成 勇君
13番 日高 正則君 14番 杉尾 浩一君
15番 後藤 正弘君 16番 緒方 直樹君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 徳永 恵子君 事務局長補佐 岩佐 康司君
議事調査係長 橋本 由香君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 黒木 敏之君 副町長 …………… 稲井 義人君
教育長 …………… 島埜内 遵君 代表監査委員 …………… 森 弘道君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 野中 康弘君
財政経営課長 …………… 飯干 雄司君 建設管理課長 …………… 長友 和也君
農業政策課長 …………… 渡部 忠士君 農業委員会事務局長 …… 杉 英樹君
地域政策課長 …………… 日高 茂利君
会計管理者兼会計課長 …………… 鳥井 和昭君
町民生活課長 …………… 鳥取 和弘君 健康保険課長 …………… 川野 和成君
福祉課長 …………… 杉田 将也君 税務課長 …………… 宮越 信義君
上下水道課長 …………… 吉田 聖彦君 教育総務課長 …………… 横山 英二君
社会教育課長 …………… 山下 美穂君

午前10時00分開会

○議長（緒方 直樹） おはようございます。只今から令和4年第1回高鍋町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○議会運営委員会委員長（青木 善明君） 6番。おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

先日、1月26日午前10時より第3会議室におきまして、議会運営委員会の委員全員、議長、副議長はオブザーバーとして出席、執行部より副町長を含む3名が出席、議会事務局からは2名が参加しまして議会運営委員会を開催いたしました。

本日の臨時会に付議されました案件は、議案第1号（専決第13号）〔令和3年度高鍋

町一般会計補正予算（第12号）]、議案第2号（専決第1号）[令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）]、議案第3号（専決第2号）[令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第14号）]、議案第4号わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事（建築主体工事）請負契約について、議案第5号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第15号）の計5件でございます。

この議案第1号から議案第3号及び議案第5号については、詳細な説明資料もつけて提案することで委員全員の意見の一致を見ました。

また、その後、議会事務局より会期日程の説明があり、本臨時会の会期につきましては、本日1日間とすることで委員全員の意見の一致を見ましたので、以上御報告いたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（緒方 直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番、日高正則議員、14番、杉尾浩一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（緒方 直樹） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別記のとおり、本日1月31日の1日間にした
いと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1月31日の1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第1号

○議長（緒方 直樹） 日程第3、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）[令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）]を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。おはようございます。議案第1号（専決第13号）[令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）]について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、コロナ禍で厳しい状況にある子育て世帯への支援策として、子どもを養育している者の年収が960万円未満の世帯を対象に、18歳以下の子ども1人当たり5万円を追加給付するものでございます。

財源といたしましては、全額国庫支出金でございます。令和3年第4回定例会におきまして、5万円の先行給付金の給付に要する予算について議決を頂きましたが、別に給付する予定としておりました5万円の追加給付金につきましても、一括して給付を行い、子育て世帯への支援を可能な限り速やかに行う必要があったため、地方自治法第179条第

1項の規定により、やむを得ず専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,163万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ124億7,652万円とするものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第1号（専決第13号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）〕について、詳細説明を申し上げます。

今回の専決処分は、令和3年11月19日に閣議決定されましたコロナ克服新時代開拓のための経済対策において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、ゼロ歳から高校3年生までの子どもたちがいる世帯に対して、当該子ども1人当たり10万円相当の給付を行うとされたことによるものでございますが、当初、先行給付金として子ども1人当たり5万円の現金を迅速に給付し、その後、5万円相当の追加給付を行うこととしていたものが、追加給付金につきましても同時に給付することが可能との方針を国が示したことから、一括して10万円を迅速に給付するために、やむを得ず専決処分せざるを得なかったものでございます。

予算書の8、9ページを御覧ください。

歳出についてでございますが、負担金補助及び交付金として、子育て世帯への臨時特別給付金が1億6,150万円、事務費として印刷製本費が2万3,000円、役務費として郵送料が10万7,000円でございます。

続きまして、予算書の6、7ページを御覧ください。

歳入についてでございますが、国庫補助金として子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金が1億6,150万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金が13万円で、全額国費でございます。

なお、専決処分の日は、令和3年12月15日でございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。子育て世帯への支援とのことなんですけれども、使い道が非常に気になるんですね。実は、その後の調査はされてきたのか、ちょっとお伺いしたいんです。

例えば、これまでの借入金返済などに充てている場合もあるということを実際聞いております。少なくとも子育て支援ですので、しっかりと使っていただきたいと、子どものために使っていただければありがたいなと私は思うんですけれども、使い道筋をしっかりと示していくべきだと思うんですが、いかがでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。お答えいたします。

本給付金は、先ほど議員がおっしゃるとおり、子育てに有効に活用していただくため、子育て世帯の生活を支援するために給付するものでございます。

ただ、実際の使い道について現時点で調査は行っておりません。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。できれば、やはり子どものために使っていただきたいということを、事前にしっかり私は皆さんにお伝えすることも大切かなというふうに思ったんです。

実は、年末にそういうお話を何件か聞いて、このお金が入らないと生活が大変なんですという話を私何件か聞いて、非常にがっかりして、その方には私非常に口が悪いんですけども、これは子育て支援のために出ているお金で、やっぱり臨時的に出ているものだから、臨時的に出るものを家計費の足しにしようとかね、そういうことを言っちゃいかんよということを申し上げたんですけど、やはりなかなか聞く耳を持っていただくことはなかったんですけども、でもやっぱり私が思うに、そういうところは教育の現場でやっぱりしっかりとね、家庭教育をしっかりとしていく必要があるんじゃないかなというふうにちょっと思ったんですね。

だから、そこはやっぱり福祉課と教育委員会なりとしっかりと連携を取っていきながら、子どもに対してやっぱりしっかりとこのお金を使っていただく。やっぱり言い方は悪いけど、目的外使用はしてはいけないぐらいの強い気持ちを持って、私たちは臨んでいく必要があるんじゃないかなと思ったので、私は申し上げました。

これからでもお金をどんどん給付されている状況ではあると思いますけれども、できればその辺のことを福祉課と教育総務課のほうとお話し合いをされるおつもりがあるかどうか、そこだけお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。今回の給付金に関してなんですけど、こういう趣旨の説明については、それぞれ対象世帯に文書案内、それからチラシ等を同封してお送りするわけなんですけど、目的はそういう子育て世帯の支援のため、子どものためにお使いくださいというようなことは、書いてあるところなんですけど、残念ながらやはりそういう世帯は存在することは認識しております。

今後、なかなかそういう実際のやっぱり生活が第一という部分で、なかなかやむを得ない部分もあったりはするんですけど、それぞれそういった問題を抱える世帯に対しましては、福祉課、教育委員会、その他関係機関ですね、一緒になりながら生活環境の改善について努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（専決第13号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第12号）〕は、原案のとおり承認されました。

日程第4. 議案第2号

○議長（緒方 直樹） 日程第4、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（専決第1号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第2号（専決第1号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）〕について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯及び令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により家計の状況が急変し、住民税均等割が非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金の給付を行うものでございます。

財源といたしましては、全額国庫支出金でございます。

この臨時特別給付金を様々な困難に直面している方々に対して、生活の支援となるように速やかに給付する必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3億2,507万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億159万6,000円とするものでございます。

併せまして、わかば保育園大規模改修事業について繰越明許費の設定を行うものでございます。

令和3年第4回定例会におきまして、工事請負費の補正について議決を頂きましたが、契約の締結において工期を年度をまたぐ令和4年11月30日までとし、予算を繰り越す

必要があったため、やむを得ず専決処分をせざるを得なかったものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第2号（専決第1号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第13号）〕について詳細説明を申し上げます。

今回の専決処分は、国が示しましたコロナ克服新時代開拓のための経済対策におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により様々な困難に直面している方々に対し、速やかに暮らしの支援を行う観点から、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除いた住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を支給するとされたことによるものでございます。

また、わかば保育園調理室等増築外大規模改修工事、建築主体工事につきまして、年度内の工事完成を見込むことができませんので、令和4年11月30日までを工期とした契約を締結するために必要となる令和4年度分の予算を確保するため、繰越明許費を設定するものでございます。

予算書の10、11ページを御覧ください。

まず、歳出についてでございます。負担金補助及び交付金として、下の2つでございますが、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金が3億円、家計急変世帯に対する臨時特別給付金が2,000万円、上の報酬から委託料までが事務費として、計507万6,000円でございます。

続きまして、予算書の8、9ページを御覧ください。

歳入についてでございますが、国庫補助金として子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金が3億2,507万6,000円、全額国費でございます。

次に、予算書の4ページを御覧ください。

繰越明許費についてでございますが、わかば保育園大規模改修に係る事業について、翌年度へ繰り越す限度額を計上しております。

なお、専決処分の日は、令和4年1月5日でございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。説明資料がありますので、そこを見れば分かるはずだとおっしゃるかもしれませんが、家計急変とはどのような世帯になっているのか。これによりますと、住民税非課税という形で説明資料には書いてあるんですけども、本当に生活できる金額であるのかどうかというのが、非常に心配になるんですね。

だから、家計急変とはどのくらいか、それにきっちり当てはまらない人が何万円かで当てはまらないとかいう人たちが、私はたくさんいらっしゃるのじゃないかなというふう

に心配しているんですね。

だから、家計急変とはどのような世帯になっているのか、またどの時点での急変とみなしていくのかということをお答え願いたいと思います。

それから、わかば保育園の大規模改修が予定より大幅に遅れているようなんですけども、繰越明許を行って完成が可能なかどうか、私はちょっと気になるところがあるんですけども、その辺のところを詳しく答弁をお願いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） お配りの説明資料の裏面（４番）のところに、家計急変世帯の説明が書かれておりますが、先ほど議員のおっしゃったとおり、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯ということで、令和３年１月以降の家計急変ということで見ますので、どこかの月が収入がぐんと減ったというようなところで、その世帯全員がそういう状況で住民税非課税相当の状況になっているということを個別に申請頂いて、添付書類を頂きながら判定をしていく形になります。

なかなかこの件に関しては、やはり対象者がこちらで把握できておりませんので、また議員の皆様方も御相談頂いたら、福祉課のほうに相談頂けるようにおっしゃっていただければと思っております。

以上です。

あ、すいません、わかば保育園ですね。ごめんなさい。

わかば保育園の大規模改修工事に関しましては、先ほど詳細説明でもありましたとおり、令和４年１月３０日までを工期としておりまして、そのほか工事が電気とか外構とか機械とかあるんですけども、いずれも１１月末までで完了する見込みとなっております。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第２号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第２号専決処分の承認を求めることについて（専決第１号）〔令和３年度高鍋町一般会計補正予算（第１３号）〕は、原案のとおり承認されました。

日程第5. 議案第3号

○議長（緒方 直樹） 日程第5、議案第3号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第14号）〕を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第3号（専決第2号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第14号）〕について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染者の急増により、まん延防止等重点措置区域の指定が県内全市町村に拡大され、飲食店等における営業時間短縮等の要請が行われたことから、対象期間となる1月28日から2月13日までの期間を通して、午後8時から翌日午前5時までの間、店舗内における飲食の提供を行わなかった事業者に対し、協力金を支給しようとするもので、1月25日、26日、27日から継続して協力した場合は、その分を加算して支給するものでございます。

なお、営業時間短縮等の要請期間が1月25日からとなりましたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、やむを得ず専決処分せざるを得なかったものでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,129万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億6,288万7,000円とするものでございます。

以上、本案につきまして御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第3号（専決第2号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第14号）〕について詳細説明を申し上げます。

今回の専決処分は、県が新型コロナウイルス感染症のまん延防止等重点措置における重点措置区域を、1月25日に宮崎市、都城市、延岡市、三股町の4市町から県内全市町村に拡大し、飲食店等に対して20時までの営業時間短縮及び酒類提供の終日停止の要請を行ったことによるものでございます。

1日当たりの協力金額につきましては、1日当たりの売上げの4割で、最低3万円から上限10万円または前年度または前々年度からの売上高減少額の4割で、上限20万円となっております。

予算書の8、9ページを御覧ください。

歳出についてでございますが、報償費として感染症対策時間短縮要請協力金事業支援金が6,127万4,000円、事務費として消耗品費が7,000円、郵便料が1万円でございます。

続きまして、予算書の6、7ページを御覧ください。

歳入についてでございますが、県補助金、感染症対策時間短縮要請協力金事業支援金が5,507万8,000円、ふるさとづくり基金繰入金が621万3,000円となっております。

なお、専決処分の日は令和4年1月25日でございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。議案第3号（専決第2号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第14号）〕について質疑いたします。

説明でもある程度分かるんですが、今回の感染症対策時間短縮要請協力金事業支援金は、対象店舗数からすると、ちょっと少ないような気がするんですが、店舗数平均支援金額等の詳細な説明をお願いします。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。店舗数及び協力金の金額等についてでございますが、前回令和3年8、9月のほうに実施されました同様の事業につきまして、実績等から県のほうが見込みました高鍋町内の対象店舗数でございますが、200店舗、平均の協力金の金額につきましては、3万4,000円で積算をされております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。これまでの支援金手続等の違い等が多分あると思うんですが、給付申請手続から給付までのスケジュールを伺います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。現時点では、要請期間のほうが開けることとなります。2月14日から申請の受付を開始する予定となっております。申請書類等の確認のほうで完了したものから随時協力金の振込を行うこととしております。

申請の受付場所につきましては、高鍋商工会議所といたしまして、必要書類は県の規定に基づき前回と同様の書類の提出を求めることとなります。原則として郵送による申請受付とすることで、もろもろ現在調整中でございます。

時短要請期間の終了後、速やかに申請受付を開始できるように関係団体とも調整中でございます。準備を進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 14番、杉尾浩一議員。

○14番（杉尾 浩一君） 14番。以前の支援金、協力金を受け取っている事業者さんから聞かれたんですけど、税金の問題として確定申告上の注意点であるとか、納税に関する留意点があれば説明をお願いします。

○議長（緒方 直樹） 税務課長。

○税務課長（宮越 信義君） 税務課長。まず、確定申告上の注意点でございますが、今回の支援金も含めまして令和3年中に受給されました町の支援金、国の持続化給付金などにつきましては、課税所得となりますので、確定申告が必要となります。御注意いただき

いと思います。

次に、納税に関する留意点ということでございますが、ある意味当たり前のところもございませぬけれども、国税であろうが地方税であろうが、期限内で納付いただくということが原則でございますので、その点は御留意いただきたいというふうに思います。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。説明資料によりますと、大企業、中小企業というふうに分けてありますけれども、一応大企業は限度額のみ金額が書いてあるんですけれども、中小企業は下限3万円とありますが、飲食業の方から「今まで1日3万円の売上げは一度もない」と、「もらうのが申し訳ない」ということを私は聞いております。

不公平感及び仕入れ業者等からの不満はないのか、寄せられていないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。飲食業の関連事業者等からの御意見ということだと思われまますが、現時点で地域政策課のほうにそのような御意見のほうは頂いておりません。

以上です。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 私はいっぱい聞いているから質疑をしているんですよ。1人、2人から聞いているんだったら何も言わないんです。だけど、いっぱい出ているんですよ。「1日売上げ3万円以上になったことがないという人が多いのに、何で3万円支給されるのか」と、「全部利益だわ」というふうにおっしゃるんですね。

それと、私ちょっとさっき聞きそびれたんですが、大企業というのは資本金がどれくらい以上のお店になるのか。それと、中小企業というのは、この売上高で書いてありますけれども、資本金とかそういうものが関連するものなのか。

結局、大企業になると売上げが25万円を超えるというふうに書いてありますけれども、大企業というのはそれ以上になるということで考えてよろしいのかどうか、そこを確認させていただきたいと思います。

そして、先ほども申し上げましたけれども、やはり下限の3万円というのが少し大き過ぎるんじゃないかなという話が出ております。やはり皆さん計算するんですよ。すぐ「これはもうだから純利益だわ」っておっしゃるんですね。

そのかわり酒屋さん、そしてそこに卸をされていたやっぱりお肉の業者さん、お魚の業者さん、いろんな業者の方々が売上げが落ちたにもかかわらず、誰にも文句言うわけにもいかない。仕方がないということで、しっかりとその辺をサポートできるような状況というのが、国の政策でないわけですね。

それやはり高鍋町独自でもしっかりと私はフォローしていかないと、もうこれから先、飲食業はあれだけお金もらったんだから、もう行く必要ないよねって、コロナが終わった

後、その心配をしているのは私だけではありません。いっぱいの方から、やっぱりそういう声が寄せられています。「あれだけ働かんでももうけたっちゃから」というふうな感じになって、住民との隔離が出てくると、非常に私はいけないなど。

やはりせっかくだから、コロナを乗り切るには、やはりみんなと絆を携え、そして一緒にの道を目指してしっかりとこのコロナ禍を乗り切る覚悟を住民間で分かち合うっていうのが、非常に大切な町政のあり方ではないかなというふうに思いますので、国の政策はともかくとして、私はやはりいろんな飲食業にしっかりと飲食業に携わる人たち、代行業の人でもそうです。いろんな方々が私業種の方いらっしゃると思います。

その方々がやはり満足のいくっていったらおかしいんですけど、全部満足はいかないと思うんですけども、ある程度しっかりとその辺の意見が出てこない、苦情が出てこない、ぶつぶつとささやく人がいない、そういう状況をやはり高鍋町はつくっていく必要があるんじゃないかなと。コロナが終わった後に、やはり飲食業に「今から行くよ」ってやっぱり言っていただけるような、きちんとした対策をしていかないといけないんじゃないかなと思います。

それと、もう一つ私が気になるのは、飲食業の方でコロナ対策で、例えば体温計を準備していらっしゃるどころ、そしてちゃんと消毒液を準備しているところ、そして人と人が接触しないように、きっちりとこういったいろんなものをもって分けているところ、そういうところの確認というのは、どういうふうにされているのか、全業種がされているのか、全店舗がされているのか、そこのところをお伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 地域政策課長。

○地域政策課長（日高 茂利君） 地域政策課長。まず、大企業と中小企業の違いのところでございますけれども、中小企業のほう、資本金を5,000万円以下というふうになっておまして、それ以上につきましては大企業という取扱いとなっております。

また、支援金につきましては、今回協力金の支給ということでございますが、別途国のほうで制度が創設されておまして、事業復活支援金という制度が新型コロナウイルス感染症の影響により売上高の減少した事業者に対して、国のほうから事業復活支援金のほうが創設されているところでございます。

こちら対象となりますのは、新型コロナの影響によりまして、2021年11月から2022年の3月のいずれかの月の売上高が2018年11月から2021年3月までの間の任意の月、任意の同じ月の売上高と比較しまして、50%以上または30%から50%減少した事業者が対象となります。

給付額につきましては、法人の場合が最大で250万円、個人事業主の場合は最大50万円というような形でのものがございます。これにつきましては、年間の売上高、売上げの減少率等によりまして変動するものでございます。

なお、この事業復活支援金のほうは、以前ありました月次支援金等と異なりまして、国の緊急事態宣言の地域ですとか、今回宮崎県が指定されておりますまん延防止等重点措置

の地域以外でも、地域や業種を問うことなく支給されるものでございますので、町内の事業者のほうも幅広く対象となるものと考えております。

あと飲食店におきますコロナの対策についてでございますけれども、こちらのほうも県のひなた認証店の制度のほうの周知に努めておりまして、町内の事業者におかれましても、各業種のガイドラインに沿って感染対策を打っていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。2番、永友良和議員。

○2番（永友 良和君） 2番。今、中村議員の質疑の中にもあったんですが、以前緊急事態宣言が発令されたときに、やっぱり飲食店と違う周りの、例えばさっき中村議員も言われましたが、酒屋さん、納めておられる。それとか町に出てきた人たちの足となる代行運転さん、あるいはタクシー会社さん、そういうところから多分今回、これから先不満が出てくるんじゃないかというのを、私はずっとこれ見たときに心配をしておりました。

そうなった場合、県として、あるいは国として、町としてはどういうふうな対応をされていこうと、もしそういう不満がどんと出たときですよ、「何で飲食店だけなんか」と、「俺たちも物すごく困っているんだ」と、「お客が乗せられない」と。「だって人が出ないから、街に」ということで、そういう不満がぱっと来たときに、どういう対応を考えていこうと思われているのか、そこをちょっと伺います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。今、御質疑がございました。今の時短要請があったということで、その業種に対して特に飲食店に対する支援というのが、国のほうから出ておりまして、国の支援のもとに行うわけでございます。

前回もそうですけれども、その他の業種につきましても、また今後様々な支援策が出てきて、それを取り入れていくということになるかと思えます。

また、中村議員からもありましたけれども、最初に飲食店が出るんで目立つように思いますけれども、納入業者等ですね、また代行さんも含めてということですけど、飲食店の方にお聞きしますと、「まずは家賃が払えてよかった」とか、あるいは「預金をして次に備える」とかあります。

まずは、様々な事業というか、商店、あるいはそういうお店の営みは持続、継続していただくことで、その納入業者あるいは関連の業種の方にとって大きなメリットがあるわけですし、その目先だけの、その場だけの判断を左右されることなく、前回もそうですけど、国の御支援もまたありますし、我々も今は飲食店ですけども、また様々なプレミアム商品券等、様々な施策で対応していこうというふうに思っています。

ぜひともその目先では飲食店目立ちますけれども、それが様々な事業者にとっても継続していただくことが大きなメリットにつながっていくということ、中・長期に考えていく必要があるということを受け止めていただければと思う次第です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 今の町長の答弁を聞いて、質疑をせざるを得ないのかなというふうに思ったんですが、私ね、非常に危惧していることがあるんです。飲食業の中の方のお話なんです。もうこのコロナ対策で、ちょうどなかなかお客さんも来ないし、いろんな支援も頂いていると。だけれども、もうこの間お客さんも多分来ないだろうということで、この支援金が出た後には、もう廃業しようかなという方がかなりいらっしゃるみたいなんです。

私支援金を受取りながら廃業するとはどういうことかと、その方には申し上げましたけれども、もし半年以内とか、1年以内にもし廃業される方がいらっしゃったら、これとんでもない話だと思うんです。

そうでないと、町長がせっかくおっしゃったように、これやっぱり持続していくそのことが、ほかの業者の方々のあれにもなると、メリットにもなるんだというふうにおっしゃっていますので、多分そういう不心得な方々はいらっしゃらないと思いますけれども、その辺のこういう大企業を含めて、中小企業へ支援金を出したはいいが、もう事業を辞めましたということがないようにするために、どのようなこれから政策を打ち立てていかれるつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。支援をもらった後に、それですぐ廃業されるというようなことは、私はお話は聞きませんが、もしあったとしても、実はやっぱり窮しておられる方は、家賃をもう随分払っていないという方もよく聞きます。それで、もらった給付金を家賃に充てて、それで迷惑をかけずに閉じることができたということも、これは大きく非難すべきことではないというふうに思います。

周りにまずは従業員の方、あるいは借入れ先、あるいは家主等に御迷惑をかけずに閉じることができたということで、御支援が生きたということは非難すべきことではないというふうに思うところがございます。

ですから、口蹄疫のときも、私は振り返りますともう10年以上たっていますけれども、様々な御支援があって借金も返せて、そして継続というよりは廃業された選択をされた方も数多く知っております。

そのような方たちを避難するべきことではないと思います。まずは迷惑をかけずに閉じられたこと、このことが周りの産業、あるいは経済にとって非常に良かったと受け止めることは、非常に重要だと、そのぐらい窮しておられるという状況を認識していくことがあるかと思えます。

これからの対応ですが、先ほど申しましたが、今後国の様々な支援策がありますので、それに対しての業者、いろんな業界の方に御案内、あるいはそれを利用した支援、そしてよく目立つのはプレミアム商品券等を出して活性化をもう一度よみがえらせていくということが大事かというふうに思っております。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。議案第3号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第14号）〕に対して反対の立場で討論を行います。

先ほどから質疑をしましたとおり、もう様々なことが町民の方から私に苦情が来ております。その一番大きな理由は、「なぜ飲食業だけなのか、私たちも困っている。年金も引き下げられ、生活も大変なことになっている。本当に高鍋町は私たちのことを分かっているのか」という方からたくさんお電話を頂きます。

そのたびに、私は心を静めていただきたいという思いを込めて、必ずお電話があったところには訪問をし、そしてきちんと説明をし、そしてどのような流れになっていくのかお話をしてきております。毎日毎日本当に薄い氷、薄氷を踏む思いで、私はずっとこの2年間厳しい町民の皆さんからの意見にも耳を傾けてまいりました。

私は、今飲食業の方々が「本当に売上げが1日3万円なんてとんでもなかった」と、「でも3万円頂いて全体でこれぐらい頂いた」と、その金額をほかの人が聞くだけで、本当に嫌な思い、耳を背ける思いをされているのは、やはり町長認識していただきたいと私は思います。

そこにきて、酒屋さんの皆さん、そして農家の皆さんも一緒です。自宅で待機になったから、野菜の消費が多いだろうというふうに思っているかもしれない。でも、どこもここも冷え込んでしまっているこの状況の中で、高鍋町の再生を図るためには、みんなが絆を持ってしっかりと前向きに進んでいくことではないかと私は考えます。

これは国の政策ですので、高鍋町に責任があるとは申しませんが、しかしやはり高鍋町として今やるべきことは、飲食業のみならず、全体に目配り、気配りができる町政であっていただきたいと私は思います。

私は、収入のない世帯もちろん大切です。きちんと底上げを図っていかなければならないと思います。しかし、その一方で年金が引き下げられ、本当に生活保護基準よりも低い年金で暮らしている方も数多くいらっしゃいます。その方たちに生活保護を勧めても、生活保護自体を辞退される方がいらっしゃるんです。私は本当に申し訳ないと思っております。

そんな中で、商店が特に飲食業の方だけにこういった支援をしていくということには、飲食業の方の皆さんには本当に申し訳ないと思うんですが、今回については我慢をしていただければと思っているところでございます。

私は、そういうことがお互いに、お互いの暮らしをよくしていく一番大事な絆をつくるものではないかなと思って、この議案に対して反対としたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで討論を終わります。

これから議案第3号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立多数と認めます。したがって、議案第3号専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）〔令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第14号）〕は、原案のとおり承認されました。

日程第6. 議案第4号

○議長（緒方 直樹） 日程第6、議案第4号わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事（建築主体工事）請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第4号わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事（建築主体工事）請負契約について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、当該工事の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第4号わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事（建築主体工事）請負契約について詳細説明を申し上げます。

契約の目的でございますが、わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事（建築主体工事）、工事場所は高鍋町大字北高鍋3516番地11、わかば保育園内。契約の方法は指名競争入札、契約金額は1億2,155万円、契約の相手方は高鍋町大字持田1582番地、株式会社岩切建設代表取締役社長、岩切洋でございます。

なお、この工事につきましては、令和4年1月20日に指名競争入札を行っております。参考までに指名業者を申し上げますと、株式会社岩切建設、有限会社多田工務店、株式会社増田工務店、株式会社山口鉄工建設の4社でございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番、中村末子。指名競争入札とのことですが、指名する場

合の判定基準は何なのか。また、その際、公、民間の工事を問わず問題やトラブルが発生していないか、調査はどのように行ってきたのか、指名業者それぞれについてお答え願いたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。指名につきましては、高鍋町建設工事指名競争入札参加資格審査実施要綱に基づき、建設工事種別ごとに等級で格付をいたしております、そのランクに従って指名を行っております。

今回の建設工事につきましては、2,500万円を超えるものでございますので、建築工事のAランクの4社を指名いたしております。

指名に当たりましては、事業担当課より指名推薦書を提出していただいております、それに基づき副町長、会計管理者、総務課長、財政経営課長、建設管理課長、それと事業を担当する所管課長で組織いたします指名審査会で審査をいたしまして、指名業者を決定しているものでございます。

なお、そのときの審査におきまして、経営の状況とか手持ち工事の状況、そういう内容を考慮いたしまして、指名推薦書を出していただいております。

したがって、そのときの指名の業者、その都度指名の業者さんについて具体的な詳細な調査を行っているものではございません。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。そのたびそのたびに詳細な調査をするということではないかもしれませんが、すごく気になっているのは、やはり指名した業者っていうのが、何らかのトラブルを抱えているとか、例えば民間での工事をしているのに、そこと鉢合わせになってなかなか工事人数が足りなくて工事が進まないというような状況が出てくるやもしれません。この前、やはり設計のことでトラブルがあったように、後になってちょっと工事が手間取って、しばらくできませんとかいうことになると、後々にまだほかのいろんな業者が入るわけですね。その業者が入るときになって、上ができてない、ここができてないとこれできないとかいうようなのが、順番があると思うんですね。

だから、その工事の内容についてしっかりと把握して、そしてそれがちゃんと人数が配置できる会社でないと、私はやはり指名とする必要はないというふうに考えているんですね。

だから、しっかりとやっぱり高鍋町の公共工事ですので、そこをただランクごとに選んだとか、そういうことではなく、しっかりとその会社がどんな工事をしてきて、どんな評価がされているのか、社会的な評価というのもしっかりと私たちは見ていく必要があるんじゃないかなというふうに思ったから、質疑をしております。

だから、私はこの今4社のことについて、等級、格付でしているんじゃないかと、後ほどこを見ているのか、しっかり見ているのかというところを再度確認をさせていただきたい

と思います。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。指名に当たりましては、2年に一度指名審査願を出していただいております。そちらのほうに過去に工事の経歴等が掲載されておりますので、それについての内容も確認をいたしております。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第4号わかば保育園調理室等増築他大規模改修工事（建築主体工事）請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第5号

○議長（緒方 直樹） 日程第7、議案第5号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（黒木 敏之君） 町長。議案第5号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第15号）について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、国の定めた要件により、子育て世帯への臨時特別給付金の対象とならない世帯に対して、子育て支援及び公平性の観点から、独自に10万円の給付を行うものでございます。

財源といたしましては、ふるさとづくり基金繰入金でございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ901万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ128億7,190万5,000円とするものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方 直樹） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。議案第5号令和3年度高鍋町一般会計補

正予算（第15号）について詳細説明を申し上げます。

本案につきましては、現在給付を進めております子育て世帯への臨時特別給付金を、保護者の収入に関係なく対象となる子どもたちがいる世帯に対して、当該子ども1人当たり10万円の給付を行うものでございます。

予算書の8、9ページを御覧ください。

歳出についてでございますが、負担金補助及び交付金として子育て世帯への臨時特別給付金900万円、事務費として役務費の郵送料が1万1,000円、口座振込手数料が7,000円でございます。

続きまして、予算書の6、7ページを御覧ください。

歳入についてでございますが、ふるさとづくり基金繰入金で901万8,000円でございます。

詳細説明は以上でございます。

○議長（緒方 直樹） 以上で説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、中村末子議員。

○11番（中村 末子君） 11番。ちょっとこれ確認なんです、収入制限を撤廃するというのでよろしいのでしょうか。

また、先ほどの財政経営課長の説明の中には、人数及びそういうものについての説明がありませんでしたので、対象世帯、人数などについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（緒方 直樹） 福祉課長。

○福祉課長（杉田 将也君） 福祉課長。対象については、所得制限の撤廃ということで間違いありません。

特例給付世帯分の給付金対象者は、先行給付の対象とならなかった方を対象と、児童手当の給付が所得制限限度額を超えて5,000円の特例給付になっている方、それから高校生の世帯のみで特例給付相当の所得の方が対象でございます。

支給対象者は60人で、対象児童は90人を見込んでおります。

以上です。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありますか。10番、古川誠議員。

○10番（古川 誠君） 10番。今回は財源がふるさとづくり基金からということですが、これは今回の予算に関しては後ほど地方創生臨時交付金で補填することとなっているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（緒方 直樹） 財政経営課長。

○財政経営課長（飯干 雄司君） 財政経営課長。今議員がおっしゃられたとおり、交付金のほうが決定いたしましたら、後ほど振り替える予定にしているものでございます。

以上でございます。

○議長（緒方 直樹） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方 直樹） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方 直樹） 起立全員と認めます。したがって、議案第5号令和3年度高鍋町一般会計補正予算（第15号）は、原案のとおり可決されました。

————— . ————— . —————

○議長（緒方 直樹） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これで令和4年第1回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時06分閉会

—————

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員